

ディスポーザーの導入検討

● ディスポーザーに対する明確な方針が求められています

排水処理槽付きのディスポーザー（ディスポーザ排水処理システム）は、多くの自治体でその使用が認められていますが、コストが高額であること、新築以外での設置が難しいことから、全ての住民が使用できるシステムではありません。一方、ディスポーザーの単体使用、すなわち直接投入型ディスポーザーについては、条例や要綱で禁止されている場合を除き、“自粛要請”という形で慎重な取り扱いがなされている自治体が多いようです。

最近では、新築マンションの人気設備として常に上位にランクされるなどディスポーザーのニーズが高まるほか、バイオマスの集約・回収手段として直接投入型ディスポーザーが注目されています。

一方で、ロコミや業者の宣伝等により、直接投入型ディスポーザーが水面下で無秩序に普及すると、同じ下水道使用料を負担する住民の間で公平性が保てなくなります。また、どの世帯が使用しているのか把握できず、下水道施設の維持管理に反映することもできません。

使用を認めるにせよ認めないにせよ、具体的な検討にもとづき説明責任を果たすことが求められています。

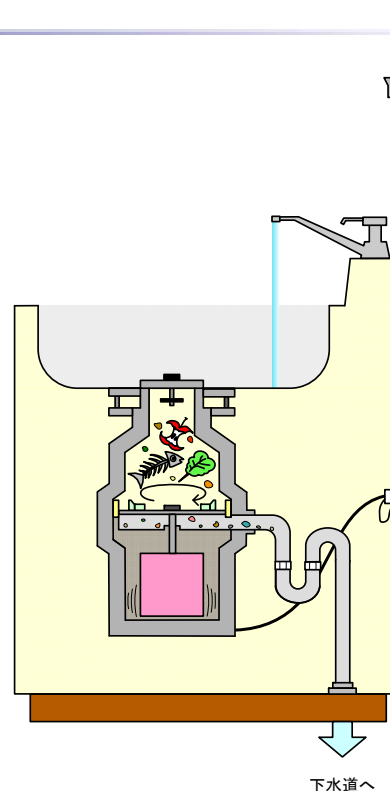


図1. ディスポーザー

※ 以下、特に説明がない限り「ディスポーザー」とは直接投入型ディスポーザーのことを意味します。

● ディスポーザー導入の論点

ディスポーザーの導入は、地域特性や事業の特性に応じて、下水道、ごみ処理、住民、さらには資源・エネルギー、上水道、住宅など多岐の分野にわたり、プラスの効果やマイナスの影響が予想されます。それらを論点に導入の可否を議論することが重要です。



● ディスポーザーに関わる動向

国土交通省は、平成 17 年 7 月に「ディスポーザー導入時の影響判定の考え方」をとりまとめ、影響を検討する際の検討項目と技術的な手法を提示しました。また、平成 19 年 3 月の「資源のみちの実現に向けて（資源のみち委員会報告書）」では、ディスポーザーを用いたバイオマス回収システムに言及しています。さらに、平成 20 年度にはディスポーザー設置を認めるかどうかの判断に際しての留意事項を提示しています。平成 21 年度以降、性能基準(案)における標準システムの適合認証を協会が行うことを前提に、標準システムを構成する各部位の要求事項及びその試験方法などの規格化が進められ、あわせて、システムの設置及び維持管理に係る基準の見直しが求められていたことから、平成 25 年 3 月に新たに性能基準(案)の改定版が作成されました。

直接投入型ディスポーザーに関する全国の導入状況については、国土交通省が平成 27 年末の状況を調査しています。公共下水道では、現在 23 自治体が直接投入型ディスポーザーの設置を認めており、うち 13 自治体が北海道となっています。

※ 「ディスポーザー導入時の影響判定の考え方」の作成には、当社も参画しています。

● ディスポーザー導入にあたっての検討事項

当社は、国や自治体から、ディスポーザーに関わる多数の業務委託の受注実績を有します。その中で、

- 大規模な社会実験の実施事例
- 新築マンションでのモニター調査の実施事例
- 影響検討の結果、導入・解禁に至った事例
- 影響検討の結果、禁止の条例化に至った事例

など様々な事例に関わってきました。

これらの経験と実績を活かし、当社は、ディスポーザーに関わる以下の内容について様々な検討・提案を行います。

- 影響検討 ※フロー図参照
- 生ごみ排出量調査
- ディスポーザー排水の水質調査
- モニター調査
- 住民意向調査（アンケート調査）
- 住民説明用資料作成
- 住民説明会等への参加
- ディスポーザー導入に伴う下水道事業計画の見直し
- 下水道法事業認可変更に関する図書作成
- その他説明資料作成

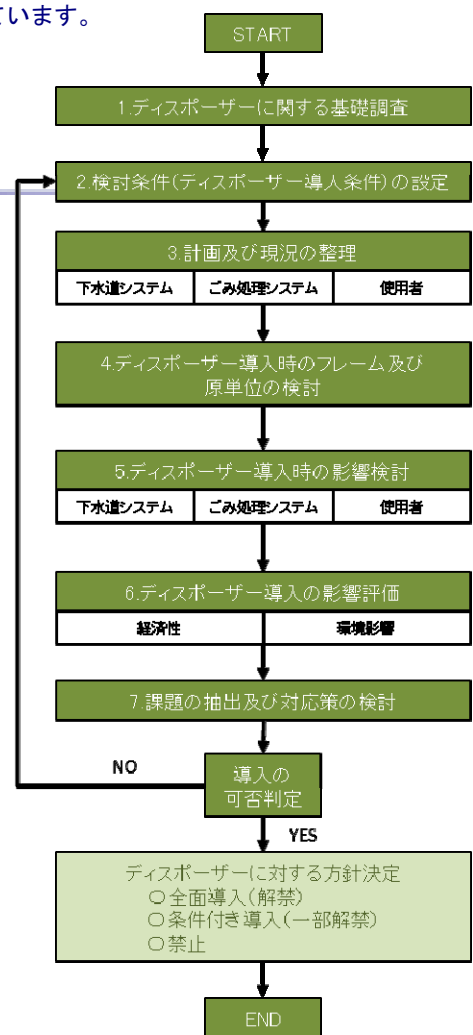


図 2. ディスポーザー導入の影響検討フロー



〒163-1122 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー
TEL. 03-5323-6200 (代表) FAX. 03-5323-6480
URL. <http://www.nissuicon.co.jp>

お問合せ先 下水道事業部 TEL. 03-5323-6300 FAX. 03-5323-6485